

京都府景観アドバイザー設置要綱の一部改正 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略 (登録)</p> <p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに適合する者（以下「登録適合者」という。）を景観アドバイザーとして登録することができるものとする。</p> <p>(1) 景観工学、ランドスケープ、都市計画・地域計画、建築、色彩・デザイン、緑地計画、造園、人文地理、観光等良好な景観の形成に関する分野において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（専修学校及び各種学校を含む。）で教育又は研究に携わっている者</p> <p>(2) 技術士、建築士等の前号の各分野に関する資格を有する者</p> <p>(3) 第7条に規定する業務又は活動を実践した者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者と同等の能力を有する者として特に知事が認める者</p> <p>2～7 略</p> <p>第3条～第13条 略</p> <p>附則 この要綱は、平成19年9月3日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年3月8日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年3月7日から施行する。</p>	<p>第1条 略 (登録)</p> <p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに適合する者（以下「登録適合者」という。）を景観アドバイザーとして登録することができるものとする。</p> <p>(1) 景観工学、ランドスケープ、都市計画・地域計画、建築、色彩・デザイン、緑地計画、造園、人文地理、観光等良好な景観の形成に関する分野において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（専修学校及び各種学校を含む。）で教育に<u>従事している者又は従事した実績を有する者</u></p> <p>(2) 技術士、建築士等の前号の各分野に関する資格を有する者</p> <p>(3) <u>第1号に掲げる分野の専門的知識を活かし、良好な景観の形成若しくは保全に係る計画の立案又はこれに関連する業務若しくは活動を主たる立場で実施した実績を有する者</u></p> <p>(4) 前3号に掲げる者と同等の能力を有する者として特に知事が認める者</p> <p>2～7 略</p> <p>第3条～第13条 略</p> <p>附則 この要綱は、平成19年9月3日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年3月8日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年3月7日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和8年3月26日から施行する。</u></p>